

## 9月市議会一般質問（案）

2006年9月19日（火）

5番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告に従い順次質問します。

まず介護保険制度について質問します。

4月1日から改定された介護保険法が実施されました。これまでも介護保険制度は、重い利用料負担や施設整備の遅れなどのために、必要なサービスが受けられないという矛盾を抱えたまま実施されてきました。今回の改定は、これらを改善するどころか、さらなる負担増、介護サービスの取り上げ、介護施設整備の抑制などをおこなうもので、問題だらけの改悪です。

まず、新予防給付をめぐる問題では、これまで要支援、要介護1の大部分にあたる介護度の低い人たちを新段階の要支援1、要支援2として、従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の「新予防給付」に移行しました。

この新予防給付は、受けられるサービスが限定されるうえ、ケアプラン作成や介護報酬の面で、サービス切り捨てへの誘導が何重にも組み込まれています。

ケアプラン作成は基本的には地域包括支援センターでおこない、これでは足りないので一部民間の居宅介護支援センターに委託できるとしていました。

しかし来年からはケアマネジャー一人8件まで、報酬はこれまでの半分以下（4千円）とされたことから、民間事業者が撤退し、ケアマネ難民の声もあがっています。

また、生活援助も「自分でやることが基本」とされ、大幅に削減され、よほど困難な場合でないとヘルパーによる生活支援ができません。要介護1～5までの人も介護報酬改定で1時間以上いくらやっても同じ、実質的に生活支援が短時間に制限されています。

さらに福祉用具についても「要介護1」までの軽度者は、半年間の経過措置がありましたが、10月からは、ベットや車いすなどが取り上げとなります。

また昨年10月からの施設での居住費・食費が保険からはずされ、重い負担となり、全国保険医団体の調査では、全国で1000件を超える退所者があつたとの報告がされています。その上、4月からの保険料の大幅値上げが追い打ちをかけています。要介護者や家族からは、「杖をついてあるのに、杖をとりあげてしまう、保険あって介護なしのひどいものだ」「これ以上年寄りをいじめないでくれ」などの悲痛な声ばかりです。

政府与党が宣伝してきた「介護予防」「自立支援」とはまったく逆のことが起きています。これは「介護の社会化」という最大の看板を投げ捨て、介護度が

低いとされる高齢者をサービスから門前払いする介護保険の重大な変質です。

いま問われているのは介護制度の後退に歯止めをかけるために、国のいいなりに、高齢者から公的介護をとりあげるのではなく、自治体としてできる限りの努力をすることではないでしょうか。

そこで質問します。

1、新予防給付開始による混乱を解消することです。要介護1以下の軽度の高齢者は、一定の条件に該当する人以外は、介護ベットや車いすなどの貸与が10月から受けられなくなります。これまで利用してきた人からの「貸しはがし」をただちに中止すること。また福祉用具の貸与の判断基準はケアマネジャーや主治医の判断を最大限尊重すること。さらにホームヘルパーの制限の撤廃を国に要求すべきであります、見解を求めます。

2、大分市では、介護保険制度改悪によるベットなどの福祉用具のとりあげやヘルパーによる生活支援の制限をうける方はどれだけにいるのでしょうか。こうした方々に自費購入やレンタルにたいする独自の助成をおこなう考えはないか見解を求めます。

3、保険料値上げを押さえ、減免制度の充実についてです。

4月からの保険料の値上げ、住民税の非課税限度額の廃止などにより、保険料段階が上昇し、保険料が3倍にもなる人もいます。

保険料が高額になる最大の要因は、創設時に国庫負担を2分の1から、4分の1に引き下げたことです。当面、国庫負担を30%に引き上げるように国に要求する考えはありませんか。また大分市でも実効性のある減免制度の改善に取り組むべきです。見解を求めます。

4、介護が必要と認定されても介護保険が利用できない異常事態をなくすことです。そのためにケアプラン作成にかんする介護報酬や基準のあり方を抜本的に改善することを国に要求すべきです。見解を求めます。

合わせて、介護施設の利用料負担を押さえ、施設不足を解消すること。現場で高齢者を支える介護労働者・事業者を守る対策をおこなうよう強く要望しておきます。

次に、精神障害者施策の拡充について質問します。

障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の3障害が一元化されました。しかし、精神障害者の施策・サービスは大きく出遅れています。

精神障害者は、近くに病院がないため、遠い医療機関に通わざるを得ない患者さんが多くいます。また、作業所やデイケア・授産所に通うために交通費は重たい負担となっています。“行きたくてもいけない”と言う切実な声が届いています。身体・療育手帳所持者には、国・自治体の制度でJR運賃やバス代の助成があります。

しかし同じ障害者でありながら、精神障害者ということで、こうした制度の対象にはなっていません。せめて身体・知的障害者と同等のバス代補助制度を実施する必要があるのではないのでしょうか。九州では、鹿児島、熊本、宮崎などの県庁所在地で、全国的にも30を超える自治体で助成がおこなわれ、精神障害者の自立と社会参加におおいに役立っています。

今年、10月1日から精神福祉手帳は新規申請分から順次写真貼付がおこなわれる予定となっています。大分市においても、精神障害者への交通費助成をおこなうべきと考えますが、見解を求めます。

次に教育行政について、質問します。

まず、教育基本法についてです。さきの通常国会に提案された教育基本法改正案は、「慎重に」という国民世論を反映して、国会で継続審議となりました。政府の改正案には、憲法に反する2つの大問題があることが、日本共産党の質問で浮き彫りになりました。

ひとつは、政府の改悪案が憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由をふみにじるという点です。

改悪案は、「教育の目標」として、「国を愛する態度」など、20もの「徳目」法律で決め、「その目標の達成」を義務づけ、子供たちに強制しようとしています。我が党の質問をきっかけに、いま各地で「愛国心通知票」を見直す動きが広がっています。「評価するのは難しい」（小泉首相）というのなら、法案の道理そのものが成り立ちません。

もうひとつは、憲法が教育の自主性・自立性・自由を強くもとめていることとの関係です。教育基本法の10条は述べています。「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接責任を負っておこなわれるべきである」政改正案は、この国民全体に対し、直接に責任を負って」という文書を削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより」に置き換えいます。この10条改悪のねらいは政府・文部科学省の裁量行政による教育内容への国家的介入を無制限に拡大し、合法化することにあることは明らかです。

さて、6月市議会での私の再質問に、教育長は「今回の改正案の政府の法案提出理由の中にありましたことがすべてだ、戦後長い時間かかって新たなひずみが今噴き出している、社会の面でももちろん、教育の面でもそうしたひずみが噴きだしておる。この歪みにどう対応していくかということが非常に大事な課題となっておる、そうした中でこの改正案がもちだされたものだと考えおります。また愛国心通知票での首相答弁、10条の考え方についても継続審議となっているから、その推移を十分に見極めてまいりたい」と答弁されています。しかし、教育長としての考え方はなんら読み取ることはできません。私は、この問題は、教育に携わる人々だけでなく、すべての国民にかかわる大問題と考

えます。子どもたちが、教育という営みをつうじてどのように成長し、発達するかは21世紀の日本の将来を左右する大問題と考えています。

そこであらためて質問しますが、教育長は教育基本法改正案をどのように受け止めているのか、見解を求めます。

教育行政の2点目は、学校選択制について質問します。

大分市教育委員会は、平成19年度から、大分市中心部の小学校9校・中学校4校で、2年間の学校選択制試行を予定し、7月上旬から、試行地域を対象に、10カ所で説明会を開催しました。説明会に参加した、保護者や教職員、自治会などの関係者からは、「学校間の格差が生まれるのではないか」「学校・地域・家庭の連携が希薄になるのではないか」「登下校の子どもの安全が心配」「学校の統廃合につながるのではないか」など、どの会場でも、不安と懸念・疑問の声があがりました。校区で「反対」との意思表示をしたところもあり、導入に否定的な意見が多数でした。導入を歓迎する積極的な意見はどの会場でも出されませんでした。

また、説明会で参加者から「学校選択制は決定しているのか？」と聞かれ「検討中であり、今後議会の議論を経てから決定する」と答えていました。ところが、7月28日の文教常任委員会では、学校選択制実施のために、学校見学会を9月に行うとの報告があり、さらに8月28日の文教常任委員会では、学校公開日など計画が示されました。

関係者からは「あまりに性急なやり方ではないか」「教育委員会は、関係者の声に真摯に応えるべきではないか」など、不満と怒りの声ばかりです。

説明会で出された疑問や不安などに誠実に答えを出し、関係者の納得と合意を得られる努力をせずに学校選択制の性急な試行実施は行うべきではないと考えます。

そこで、質問します。

- 1、どの説明会会場でも、保護者・教職員・自治会の関係者から疑問や不安の声が出されています。こうした疑問や不安の声に誠実に応えることこそ、市政の基本である「説明責任」を果たすことです。疑問や不安に応えられるまで、平成19年度からの性急な試行実施は中止すべきです。
- 2、市民の間にやっと学校選択制についての認識が、広がり始めたところです。「導入」の是非は、関係者の納得と合意を基本にすすめるべきです。そのために不安・懸念事項の解消、子ども・保護者・教職員などの関係者にアンケートや説明会を丹念におこない、幅広く意見集約をして、今後の基本方針に生かしていくべきです。
- 3、性急な導入をしなくても、弾力的運用の範囲で、選択権の拡大は可能と考えます。

以上3点について見解を求めます。

最後に指定管理者への施設の安全管理対策について質問します。

7月31日午後1時40分頃、埼玉県ふじみ野市、市営ふじみ野市大井プールで、7歳小学校2年生の児童が吸水口に吸い込まれ死亡しました。管理会社の社長が1日記者会見し、被害者に謝罪、一方実際の業務は下請け会社に丸投げで、事実関係も把握していないなど、ずさんな業務実態があきらかになりました。また県内でもマリンカルチャーセンターでも、可動式観覧席を収納後、施錠していなかったために、6歳小学校1年の男子が、ドアをあけたら床がなく、4メートル下に転落し、重体となっています。43歳男性は、左足の骨をおる重傷を負いました。指定管理者の施設の安全管理体制が問題になっています。さて大分市では、このような問題はなかったのでしょうか。7月、私に相談のあった方は「市営住宅の風呂のドアノブがこわれているので、修理をお願いしたがなかなかきてくれず、6月16日、娘と入浴中に風呂のドアノブが開かなくなり、外からドアノブ開けようとガラスを割って、全治6ヶ月の大けがをする事故が起こっています。

大分市にケガの報告があったのは、市営住宅を管理している指定管理者からではなく、相談を受けた第三者から4日後の20日のことでした。その後、対応した住宅課は誠意をもって対処していただいています。しかしここにいたるまでの安全管理体制の不備は軽視できない問題です。土木建築部長は、このことをどのように受け止めていますか。また今議会には5つの文教施設の指定管理者を指定する議案が提案されています。こうした問題をうけとめ、指定管理者への安全管理体制について徹底すべきであります。見解を求め、初回の質問を終わります。